

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

令和5年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 244,608 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,212,175 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	44,860	711	0	0	9,989	34,160
	障がい者福祉事業	401,456	296,180	0	0	23,821	81,455
	老人福祉事業	33,269	0	0	0	7,528	25,741
	福祉医療事業	224,350	88,175	0	0	30,812	105,363
	児童福祉事業	713,656	487,821	0	1,850	50,681	173,304
	小計	1,417,591	872,887	0	1,850	122,831	420,023
社会保険	国民健康保険事業	134,644	67,117	0	0	15,279	52,248
	介護保険事業	317,093	15,052	0	139,054	36,879	126,108
	後期高齢者医療事業	234,367	31,115	0	0	45,990	157,262
	小計	686,104	113,284	0	139,054	98,148	335,618
保健衛生	母子保健事業	22,885	776	0	0	5,003	17,106
	疾病予防事業	62,833	1,086	0	0	13,971	47,776
	健康増進事業	22,762	2,188	0	0	4,655	15,919
	小計	108,480	4,050	0	0	23,629	80,801
合計	2,212,175	990,221	0	140,904	244,608	836,442	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。